



みどり市告示第 115 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 97 条の 2 第 1 項の規定により、平成 28 年 10 月 1 日から本市に建築主事を設置する。

平成 28 年 8 月 24 日

みどり市長 石 原

